

I . 計画の前提



1. 計画の目的

私たちが暮らす天草市は、藍く澄んだ海と豊かな緑に恵まれ、県内で最も広い 683 k m²の市域を有しています。その約 14%は日本を代表する自然風景地として雲仙天草国立公園に指定されているほか、キリシタンの歴史や南蛮文化など、全国に誇れる景観資源が市全域に点在し、天草らしい風景を形づくっています。

本市は、まちづくりの理念として「日本の宝島“天草”の創造」を掲げています。その姿を多くの人を実感できるようにするには、先人から継承された良好な景観を、これまで以上に輝かせ、将来に引き継いでいく仕組みが必要です。

平成 16 年に景観法が制定されたことにより、市町村にも景観行政を主体的に担う権限が与えられ、地域の特色を生かした景観形成へ向けた取り組みが可能となりました。

天草の良好な景観は、市民共有の資産であると位置づけ、市民と共に、守り、育み、創っていく景観からの島づくりが重要であると考えます。

このようなことから本市では、景観づくりを通じて市民が一体となり、輝き続ける魅力的な「日本の宝島“天草”」を創ることを目的に「天草市景観計画」を策定します。

